

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和3年度分）

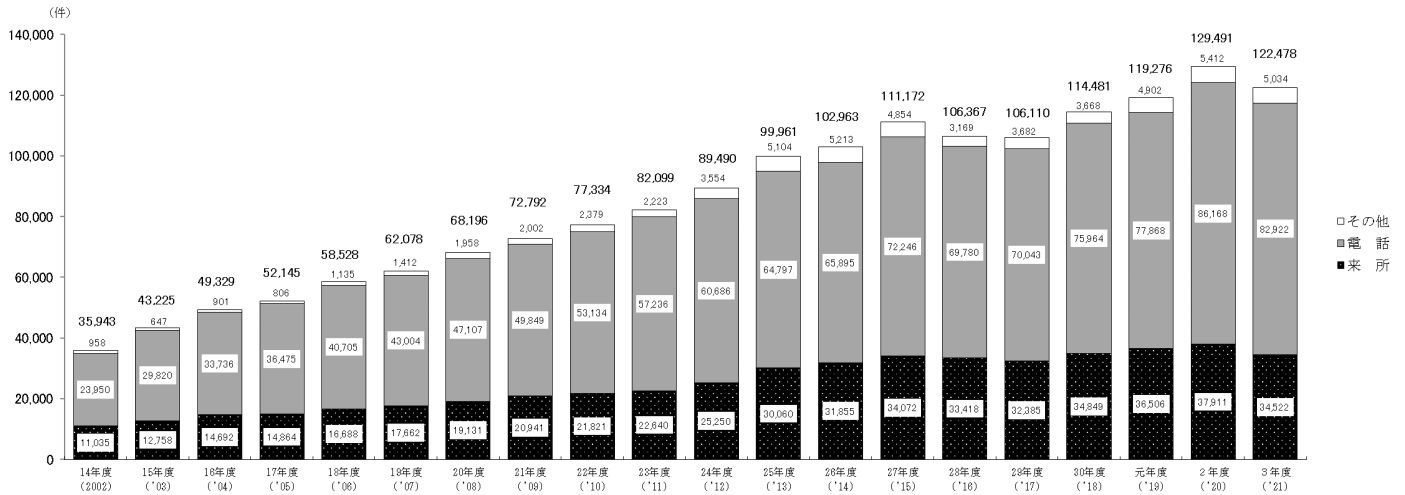
この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の全国302か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を2022年11月8日時点でとりまとめ、集計した結果である。

1 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数等

（1）配偶者暴力相談支援センターにおける相談の種類別相談件数等

	実 人 員			相 談 件 数									
	総 数	性 別		総 数	性 別		総 数	加 害 者 と の 関 係					
		女	男		女	男		配 偶 者			離 婚 済	生 活 の 本 拠 を 共 に す る (し た)	
							届 出 有 無 不 明			交 際 相 手	元 交 際 相 手		
						届 出 有 り	届 出 不 し	不 明					
総 数	74,979	72,490	2,489	122,478	119,331	3,147	122,478	97,623	2,922	866	16,711	3,292	1,064
来 所	21,503	21,118	385	34,522	34,047	475	34,522	25,726	922	117	6,713	727	317
電 話	50,767	48,704	2,063	82,922	80,307	2,615	82,922	68,081	1,807	708	9,305	2,353	668
そ の 他	2,709	2,668	41	5,034	4,977	57	5,034	3,816	193	41	693	212	79

<図 相談件数の年次推移>



<参考 DV相談プラス（※）に寄せられた相談件数（令和3年4月～令和4年3月）>

※「DV相談プラス」は、令和2年4月に、内閣府が開設した相談窓口

	総数
総数	54,489
電話相談	36,556
SNS相談	9,768
メール相談	8,165

（2）施設の種類の別相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	性 別	
			来 所	電 話	そ の 他		女	男
総 数	302	122,478	34,522	82,922	5,034	122,478	119,331	3,147
男女共同参画センター・女性センター	53	39,037	9,229	28,154	1,654	39,037	37,579	1,458
婦人相談所	50	34,683	6,846	27,006	831	34,683	34,056	627
福祉事務所・保健所	113	20,148	7,773	11,267	1,108	20,148	19,731	417
児童相談所	11	2,471	785	1,558	128	2,471	2,399	72
その他	75	26,139	9,889	14,937	1,313	26,139	25,566	573

(3) 都道府県別相談件数

	施設数	総数	相談の種類			総数	性別		1センター当たり 相談件数
			来所	電話	その他		女	男	
全国	302	122,478	34,522	82,922	5,034	122,478	119,331	3,147	405.6
北海道	21	3,403	885	2,362	156	3,403	3,279	124	162.0
青森	10	1,208	373	791	44	1,208	1,196	12	120.8
岩手	12	1,987	1,007	836	144	1,987	1,974	13	165.6
宮城	3	2,320	964	1,321	35	2,320	2,307	13	773.3
秋田	6	916	345	560	11	916	914	2	152.7
山形	5	435	199	231	5	435	422	13	87.0
福島	9	1,763	745	948	70	1,763	1,747	16	195.9
茨城	3	1,662	339	1,275	48	1,662	1,619	43	554.0
栃木	5	2,746	789	1,817	140	2,746	2,709	37	549.2
群馬	7	1,208	349	835	24	1,208	1,174	34	172.6
埼玉	22	6,682	2,523	4,061	98	6,682	6,524	158	303.7
千葉	20	10,151	2,785	7,215	151	10,151	10,029	122	507.6
東京	19	20,711	6,007	13,514	1,190	20,711	20,287	424	1,090.1
神奈川	5	5,998	234	5,658	106	5,998	5,251	747	1,199.6
新潟	3	2,781	455	1,969	357	2,781	2,673	108	927.0
富山	2	1,828	414	1,300	114	1,828	1,823	5	914.0
石川	2	1,731	498	1,233	0	1,731	1,722	9	865.5
福井	8	975	254	674	47	975	961	14	121.9
山梨	2	1,241	237	1,004	0	1,241	1,220	21	620.5
長野	3	1,146	228	737	181	1,146	1,117	29	382.0
岐阜	9	1,418	361	1,037	20	1,418	1,406	12	157.6
静岡	4	2,136	734	1,293	109	2,136	2,074	62	534.0
愛知	2	1,604	469	1,109	26	1,604	1,538	66	802.0
三重	1	442	98	301	43	442	425	17	442.0
滋賀	3	1,072	365	706	1	1,072	1,036	36	357.3
京都	4	5,232	1,079	3,733	420	5,232	5,147	85	1,308.0
大阪	13	6,978	1,876	4,846	256	6,978	6,700	278	536.8
兵庫	18	9,043	2,539	6,077	427	9,043	8,906	137	502.4
奈良	2	858	244	607	7	858	829	29	429.0
和歌山	1	564	131	422	11	564	543	21	564.0
鳥取	3	350	151	161	38	350	341	9	116.7
島根	2	1,129	288	718	123	1,129	1,118	11	564.5
岡山	5	2,522	617	1,891	14	2,522	2,501	21	504.4
広島	6	1,578	523	993	62	1,578	1,529	49	263.0
山口	2	460	79	381	0	460	450	10	230.0
徳島	5	1,739	584	1,103	52	1,739	1,739	0	347.8
香川	1	828	216	579	33	828	817	11	828.0
愛媛	3	572	293	274	5	572	557	15	190.7
高知	1	749	413	311	25	749	738	11	749.0
福岡	12	2,132	364	1,712	56	2,132	2,000	132	177.7
佐賀	2	1,180	327	824	29	1,180	1,172	8	590.0
長崎	4	1,657	663	949	45	1,657	1,638	19	414.3
熊本	4	2,158	821	1,241	96	2,158	2,087	71	539.5
大分	3	840	278	555	7	840	832	8	280.0
宮崎	1	268	59	209	0	268	262	6	268.0
鹿児島	17	1,514	603	870	41	1,514	1,469	45	89.1
沖縄	7	2,563	717	1,679	167	2,563	2,529	34	366.1

2 法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総数	619
----	-----

3 法第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総数	6
----	---

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）
（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

4 法第6条による通報を受けた件数

総数	5,568
----	-------

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

5 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

	総数	性別		総数	言語別									
		女	男		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	その他	不明
総数	1,688	1,675	13	1,688	128	121	83	575	61	311	28	88	245	48
来所	667	664	3	667	39	39	32	252	23	112	10	42	106	12
電話	841	831	10	841	82	74	41	260	30	161	18	39	103	33
その他	180	180	0	180	7	8	10	63	8	38	0	7	36	3

6 障害者である被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

	総数	性別		総数	知的障害	精神障害	身体障害					その他の障害	
		女	男				小計	視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語・そしゃく機能の障害	肢体不自由		その他の身体障害
総数	12,831	12,541	290	12,873	912	10,633	1,045	97	143	13	576	216	283
来所	2,741	2,704	37	2,756	322	2,062	339	35	70	7	149	78	33
電話	9,375	9,124	251	9,402	486	8,030	658	60	61	6	406	125	228
その他	715	713	2	715	104	541	48	2	12	0	21	13	22

7 同居している未成年の子どもの有無及び状況

「1 相談件数等」の実人員のうち、同居している未成年の子ども（18歳未満）の有無及び状況について集計した。なお、本調査で「面前DV」は、子どもが直接的にDVを目撃している場合に限る。

	総数	有					無	不明
		虐待あり	面前DVのみ		虐待なし	虐待有無不明		
			虐待あり	面前DVのみ				
総数	74,979	39,931	26,555	14,826	5,659	7,717	20,798	14,250

8 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1 相談件数等」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。

また、「通報」は「4 法第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの通報件数を集計した。

	総数			通報
	女	男		
総数	2,515	2,408	107	250

9 ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。

うち、「1 相談件数等」及び「8 交際相手からの暴力に関する相談の件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総数		
	女	男	
総数	980	943	37

(参考)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）（抄）

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

10 緊急時における安全の確保を行った件数

配偶者暴力相談支援センターが実施した「緊急時における安全の確保」のうち、施設への入所やホテル等への宿泊を伴う件数について集計した。なお、婦人相談所及びその委託先が実施した一時保護は含まない。

(1) 日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	日数別				
		1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	不明
総 数	598	232	52	50	184	80

(2) 施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	施設別			
		自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総 数	598	102	113	219	164

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。